

# 中国における非正規就業

## —その概念の整理と実態の把握—

左 紅

In China, the workers engaged in informal employment are increasing and the problems involving informal employment workers are becoming serious these years. However, there is still no settled framework on the definition of informal employment in China, which makes the situation confusion. The present research tried to make it clear that who are engaged in informal employment in China after reviewing different definitions of informal employment in the previous studies. The results are that we consider those people as engaged in informal employment: people who are not permanent workers in state-owned or collective-owned enterprises; people who are self-employed; people who work in private companies; people who are unclassifiable by the statistical yearbook (such as agricultural workers, laid-off workers).

### I. はじめに

近年、中国における伝統的な企業形態である国有企业および集体所有制企業（以下、集体企業）の従業員数は減少の一途を辿っている。対して、非正規就業の労働者は増加傾向にあり、それに伴い非正規就業者をめぐる問題が多発している。中国の非正規就業者は労働者として保護されておらず、社会保障に入っている非正規就業者は極めて少ない。今後中国では、非正規就業が重要な就業形態になると見られており、政府が何らかの対策を行い、雇用を促進していくことが、社会の安定や国民の豊かな生活を考える上で重要な課題となるだろう。

馬（2001）によると、WTO加盟以降、中国では農村部における過剰な労働力が顕在化し、雇用情勢が悪化している。政府は労働力の受け皿が大きい第三次産業の発展に力を注ぎ、私営企業や個体企業（日本における個人事業主に相当）といった民間企業を推進する

政策等を採っているが、中国の労働市場は大きく変化しつつある。政府によるインフラ整備や、戸籍政策の緩和により、中国全土で大規模な労働の移動が起こっている<sup>1)</sup>。そして、国有企业改革でレイオフされた労働者、および農村から都市へ流出する労働者の多くは、非正規就業者になると考えられている（金、2000）<sup>2)</sup>。

しかし、中国では非正規就業の定義はひとつに定まっておらず、その解釈をめぐり未だ混乱した状態にある。また、中国の統計機関には非正規就業に関する統計が少なく、そのため非正規就業の実態を把握することが困難となっている。こうした事情から、実証分析を行う上でも統一された定義がなく、非正規就業に関する国際比較も困難な状況にある。今後非正規就業者が増加する中、非正規就業の労働問題を研究するためには、まず定義を整理し、統一する必要がある。本研究は中国における非正規就業の定義を整理したうえで、その就業者の構成について考察する。特に、

私営企業で働く労働者と、政府統計にも含まれないような労働者に重点を置き、中国の非正規就業者の構成を明らかにしたい。そのうえで、日本の非正規就業との比較を行い、両者の相違点を明らかにすることを試みる。

本研究は以下のように構成される。第 2 節において先行研究を概説する。第 3 節では、国有企業、集体企業、個体私営企業といった企業の形態に着目し、政府統計に含まれない労働者も含め、中国における労働者の就業形態を分析する。第 4 節では日中間の非正規就業の比較を行い、第 5 節において結論と展望を述べる。

## II. 先行研究

非正規就業は今後長期にわたって中国における主要かつ重要な就業形態になるとみなされているため、既に数多くの先行研究が存在するが、その多くは非正規就業の定義に関するものである。労働契約が締結されているか否かという観点から、楊（2002）は非正規就業を労働契約が結ばれておらず、安定的な労使関係が成り立っていない、あるいは一定期間以上成り立っていないような就業形態と定義した。王（2006）は法律的観点から非正規就業を、正規部門に所属していない労働者が生計を立てて目的で行う経済活動の内、法律で禁止されていないものと定義した。ここで言う正規部門は法律に基づいて設立あるいは登録された部門を指す。

実際の非正規就業者の構成要員を観察し、それを基に非正規就業を定義した研究もある。胡・楊（2001）が中国の都市部の非正規就業は、「正規部門の非正規労働者としての就業」と「非正規部門での就業」からなり、先進国

の雇用形態とは異なると指摘した。金（2000）の研究によると、中国の都市部の非正規就業者は、レイオフされた労働者の一部と、都市に流れ込んだ大量の農民工と、一旦労働市場から退出し再び戻る労働者から構成されると説明した。

また、中国では非正規就業を靈活就業と称する場合が多い。中国労働科学研究所は靈活就業を、労働時間、収入報酬、仕事場所、社会保険、労使関係といった側面の少なくともひとつに関し、工業化が進展する中で新たに形成された伝統的な主流の就業方式と異なる就業形態の総称と定義している。劉（2000）によると、靈活就業の労働者は主に個体や私営企業の形態をとり、社会経済活動を行う。その多くは、季節工や臨時工など多様な就業形態で働いている。

李・唐（2002）によると、中国の『国家労働社会保障部の課題組の調査報告（2000）』では、中国の非正規部門の特徴について、小規模経営、非固定的雇用関係、不安定な経営環境、決まった経営形態をもたないこと、法律のグレイ・ゾーンでの経営の5つを挙げている。このように、中国での非正規就業は、企業における非正規雇用のみにとどまらず、自営業や登記がなされていない一部の個体企業における雇用など幅広い就業形態を含んでいる。以上の議論の多くは観察から導かれた定義に関するものであり、レイオフされた労働者や失業者、ないし農民工の統計資料は未だ十分でない。また、農民工とレイオフされた労働者についての研究はいくつか存在するが、その研究を非正規就業全体の研究に応用した研究はまだ見られない。しかし、国家統計局は企業の所有形態に基づいた統計データを毎年作成しており、これを用いることで

## 中国における非正規就業

企業の所有形態の観点から非正規就業者の構成を分析し、中国の非正規就業の現状や問題点を明らかにすることが可能である。

### III. 中国における非正規就業

中国統計年鑑によると、2008年末時点における中国全体の就業者数は8億弱である。このうち、約6割に当たる4億7270万人が農村部で、残りの約4割の3億210万人が都市部で就業している。本研究では、中国の都市部における非正規就業を扱うこととする<sup>3)</sup>。中国統計年鑑は所有形態の違いに基づき、企業を国有企業、集体企業、株式合作企業、聯營企業、有限責任会社、株式有限会社、外商投資企業、港澳台商投資企業、個体や私営企業の8つに分類している。表1は都市部の所有形態別就業者数の推移を示している。表の中の「その他の企業」には株式合作企業、聯營企業、有限責任会社、株式有限会社、外商投資企業、港澳台商投資企業が含まれる。

#### 1. 個体・私営企業以外の国有企業などにおける非正規就業

国有企业と集体企业には、固定工（日本の終身雇用労働者に該当）とその他の労働者が共存している<sup>4)</sup>。非国有企业の従業員や国有企业の他の労働者の給料と比べると、固定工の実質的な報酬は名目賃金よりかなり高い。蔡（2000）によると、国有企业は固定工に対し、名目賃金に加え、その33.8%にも当たる医療衛生費、集団福利事業手当、集団福利施設費などを支払っている。つまり、国有企业の固定工は中国の社会主义の特徴が色濃く残る特権的地位にある。本稿では国有企业における固定工を伝統的正規就業と定義し、国有企业における固定工以外の労働者（短期雇用、パートタイム等）は非正規就業者とみなす。

その他の企業は株式合作企業、聯營企業、有限責任会社、株式有限会社、外商投資企業、港澳台商投資企業などがある、これらの新興企業については、会社と契約を結んだ従業員を新興的正規就業者と定義し、伝統的正規就業者と共に、正規就業者として扱う。したがって、正規就業者以外を非正規就業者とみなされることになる。

表1 中国都市部の所有形態別就業者数の推移（万人）

年	国有企业	集体企业	その他の企業	個体私営	分類不能	合計
1990	10346	3549	162	671	2313	17041
1992	10889	3621	277	838	2236	17861
1994	11214	3285	750	1557	1847	18653
1996	11244	3016	952	2329	2381	19922
1998	9058	1963	1665	3232	5698	21616
2000	8102	1499	1983	3404	8163	23151
2002	7163	1122	2585	4268	9642	24780
2004	6710	897	3330	5515	10024	26476
2006	6430	764	4291	6966	9859	28310
2008	6447	662	4863	8733	9505	30210

出典：『中国統計年鑑』各年版

## 2. 個体・私営企業における非正規就業

個体企業・私営企業は国有企業・集体企業・表 1 の中のその他の企業と違い、固定工の分類がないので、区別して議論する。個体企業は日本の自営業に近い企業形態で、業者が經營所得の全てを享受し、債務に関する全ての責任を負うものである。日本では自営業の場合、正規就業者でもなく非正規就業者でもない非雇用者として扱われるが、中国では両者とも非正規就業者として扱われる。

個体企業と私営企業の区別は従業員の規模で決まり、従業員が 8 人以上あると私営企業となる。個体企業と私営企業の労働者は非正規就業者としての性格が強いので、非正規就業者に含めるのが妥当だと言われている(胡・场, 2001)。しかし、近年私営企業が発展しつつあり、経済規模の面から見ても、就業者数の面から見ても私営企業の従業員を一律非正規就業者と扱うのが妥当かどうかは疑問である。以下、私営企業について詳しく見ていくことにする。

2008 年 6 月時点で中国における私営企業の数は 624 万社あり、1999 に比べ約 4 倍に増加し、成長率は 41.3% であった。2008 年の私営企業の資本金の総額は 107 兆 504 億元で、約 11 倍に増え(1999 年比)、年間の平均増加率は 11% である。『中国統計年鑑 2009 年版』によると、1978 年から 2008 年にかけて、国有企業に雇用されている都市部の就業者数の同総就業者数に対する割合は 78% から 21% に減少し、集団企業に関しては 22% から 2 %まで減少した。一方、都市部の個体・私営企業、表 1 における「その他の企業」で働く就業者数は、同総就業者数の 77% まで上昇した。

このように存在感が高まりつつある私営企業の就業者を正規就業者と扱うべきか、非正規就業者かと扱うべきかについては、私営企業自体が非正規部門の性質が強いことから、その従業員をすべて非正規就業者だと判断する従来の考え方ではなく、非正規就業者の利益を保護する有力な手段である雇用契約の締結状況と社会保険の加入状況を見て判断することが妥当であろう。

通常、労働者の権利の保護は、労使契約を結ぶことである程度達成される。中国では『労働法』が労使契約に関する規定をしているが、その効力が全国的に浸透しているとは言い難い。2005 年に実施された『第 6 次全国私営企業サンプリング調査』によれば、私営企業の従業員の中で、正式な労働契約を結んだ従業員は全体の 64% であった。さらに、『金融危機と外来女工の生活、仕事状況についての調査報告』によれば、雇用主と契約を結んでいる農民工はわずか 3 割に過ぎず、その契約の多くが一年の短期契約である<sup>5)</sup>。従って、仮に契約を結んでいたとしても、正規就業者としての契約とはとても言えない。また、現状では全国の労働者の契約状況に関する統計すら存在せず、まして契約書の内容に関する詳細を知る術はない。次に、中国における社会保障の現状について概観する。同調査によると、調査時点での医療保険に加入していた私営企業は調査を受けた企業全体の 33.4% に過ぎない。養老保険(日本の国民年金に近い)に加入していたのは僅か 8.7% であり、失業保険に加入していた企業は 16.6% であった。前述の調査が 2006 年に行われた時点では、これらの保険に加入している私営企業はそれぞれ 3 % 程度の増加しか見せなかった。さらに、これらの保険に加入している私営企業についても、実際に保険に加入している従業員は全体のごく一部に過ぎない。実際、調査を受け

た企業の長期雇用者の中で、医療保険に加入している従業員は全体の14.5%，養老保険は22.7%，失業保険は6%で、極めて低い水準にとどまっていると言わざるを得ない。

中国の労働者管理局の規定によると、企業が農村労働者を雇用する場合、健康保険、養老保険などを含む社会保険に加入させる義務がある。しかし、従業員全員がこれらの保険に加入していない企業も少なからず存在するのが実情である。また、この種の規定は実際にほとんど取り締まりが行われていないため、従業員に保険を加入させるか否かは実質的には私営企業主次第となる。しかし、技術を持たない労働者は、いくらでも替えがきくため立場が弱くなりがちであり、雇用主が自らに利益を集中させる。従って労働者は、例え長期雇用されたとしても、コスト削減の観点から社会保険に加入させてもらえないことが殆どである。雇用情勢が厳しい時期には「就業できるだけで生活の最大の保障となる」ため、社会保険などへの加入を強く主張できないのが実情である。通常、企業は技術労働者、管理職など替えの効かない人材の流出を防ぐ手段として、社会保険への加入を利用している。このように、私営部門など市場経済における企業の成長に対し、労使調整システムの導入が遅れている（夏、2004）ことが伺える。

社会保険制度のような社会保障システムは、労働者が一定の生活水準を維持する上で極めて重要な社会的措置である。従って、各種社会保険への加入状況に基づき正規・非正規就業者を分類するのは、妥当であると考える。しかし、現状、従業員を社会保険に加入させる私営企業の割合は低く、例え従業員が社会保険に加入していたとしても、それは全体のごく一部に過ぎない。すなわち、社会保険に

加入している私営企業の従業員の割合は極めて低く、その上、個人レベルの社会保険への加入状況を示すデータも存在しない。

以上では、現在の中国の都市部の私営企業の従業員を、雇用契約の締結状況と社会保険への加入状況から正規就業者なし非正規就業者に分類すべきであることを述べた。ミクロデータがあれば、分けて分析するのが可能だが、統計年鑑にはこの分類を行うための完全なデータが十分でない、そこで本稿では次善的に私営企業の従業員をすべて非正規就業者としたうえで分析を進める。

### 3. その他の非正規就業

都市部の総就業者数から、国有企业、集体企业、表1のその他の企業、個体私営企業の従業員を除いても、未だ数多くの労働者が残る。『中国統計年鑑2009年版』のデータによると、こうした「分類不能」の労働者は増加の一途を辿っており、2008年における都市部の総就業者数の実に32%の割合を占めていた。山本（2003）は農民工の人数が規模自体の大きさからこれらの労働者を農民工だと分類した。

現在、中国には1990年以降の人口センサスの統計と三合一労働統計という2つの労働統計が存在する<sup>6)</sup>。この統計方法の相違こそが、先の「分類不能」の労働者を生み出している。岳（2005）によれば、人口センサスと三合一労働統計の最も大きな相違は、就業に関する定義である。人口センサスは調査時点における就業状態のみに基づいているに対し、三合一労働統計は調査時点以前についてもある程度勘案し作製されている。この差異により、人口センサスにおける就業者数は三合一労働統計と一致しない。更に、三合一労働統計で

は非正規就業者を扱っていないため、この「分類不能」な労働者は非正規就業者と密接な関係が有ることが推察される。

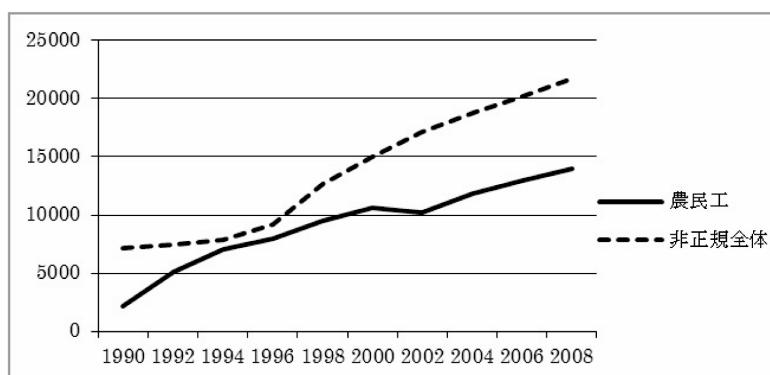
以下、「分類不能」な労働者の具体的な構成要員を明らかにしたい。その構成要員として、まず考えられるのは農民工であろう。改革開放以来、都市部で働く農民工の人数は年々増加しており、前述の2005年に実施された全国1%人口のサンプリング調査によれば、農民工は非農業就業の50.5%を占めている。図1は1978年から2008年にかけての、農民工の数の推移を表わしている。図で示しているように、2008年時点では中国の農民工は非正規就業者の全体の7割も示していることから、農民工は中国の非正規就業者の重要な部分で、本研究は非正規就業者の大半が農民工であることをさらに明らかにした。

次に考えられるのはレイオフされた労働者である。国有企业からレイオフされた労働者は統計上長らく失業者として扱われてこなかった。しかし、実質的には失業状態にあると考えるのが妥当であり、統計と現実が乖離していることが問題であると言わってきた。それを受け、2003年以降、これまで統計上レイオ

フと扱われていた人々の多くは失業者として扱われるようになった。では、2003年以前のレイオフされた労働者は不明の部分に含まれていたのであろうか。レイオフされた労働者は90年代後半に急激に増加した、『通商白書2005年』によると、1997年の中国都市部でレイオフされた労働者は995万に達した。1997年に都市部における国有企业の就業者数の同地域における総就業者数に対する割合が低下し、「分類不能」の労働者が急増した時期と合致する。このように、統計上国有企业からレイオフされた労働者は、失業者として数えられず、不明の部分として数えられている可能性がある。

また、以下で述べる都市部における未登録の失業者の人口や中高年の失業者もこの「分類不能」な労働者に含まれると考えられる。日本における失業統計では、完全失業者を月末の1週間に「全く仕事をしなかった」、かつ「仕事がない、仕事を探していた」という2つの条件を満たす人と定義されている。そして、労働力人口に対する完全失業者の比率が完全失業率である。これに対し、中国の都市部登録失業という統計は毎年年末に1度

図1 中国農民工人数の推移（単位：万人）



(注) ここでいう農民工は村を出た農民工だけである。

## 中国における非正規就業

だけ作成され、都市部登録失業率＝登記失業者／都市部労働人口と定義されている。

ここで、都市部登録失業者とは（1）非農業戸籍、（2）一定の年齢以内（男性は16～50歳、女性は16～45歳）、（3）労働能力を持っている、（4）無職で且つ求職意欲がある、（5）地元の就業サービスセンターで求職登録を行っている、という5つの条件を満たした人のことである。都市部登録失業者の対象範囲は狭く、実情を反映していないとして、以下の3つの批判がある。第一に、統計は都市部戸籍の人に限っており、農村余剰労働力の失業人口が含まれていない。農民工は都市部における就業の「調整弁」の役割を果たし（張・蔡、2002）、都市部の仕事口が減少すると、流動労働力は最初に職を失う。失業した農民工の多くは、農村に戻るのではなく、都市に残って何らかの形で働く方法を求める。従って、一旦失業した多数の農民工が統計に反映されない仕事に従事していると考えられる。

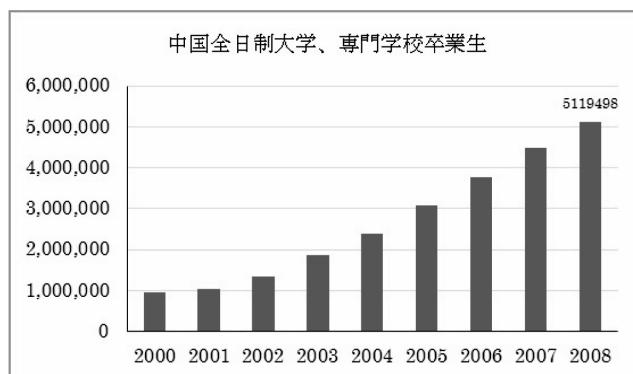
第二に、都市部における未登録の失業者の人口が計上されていない。登録がされていない都市失業者に関する資料は存在しないが、

北京市統計局の調査によれば、北京における失業者の中で登録されていない失業者の割合は60から70%と推測されている。その原因としては、失業者登録を行うと、連続勤務年数が途切れたとみなされ、社会保険や福祉優遇などに悪影響を与えることが挙げられる。このような失業者登録を行っていない失業者も収入を得るために、統計に入らない何らかの仕事に従事していると考えられる。

第三に、50歳以上の男性および45歳以上の女性の中高年失業者が除外されている<sup>7)</sup>。40代後半から50代はまだ働く能力があり、働く意思も持ち合わせている人が多いと考えられるので、たくさんの人が統計に含まれない何らかの形で働いている可能性が十分考えられるので、働いている人は非正規就業者と分類できるものと考えられる。

以上の3点に加え、全国的な大学の増加や規模の拡大も「分類不能」な労働者の一端を担っていると考えられる。現在の中国の失業問題は若者の就職難に表れている。王（2005）によると、都市部登録失業者の70%前後が、35歳以下であった。中国の大学は1999年から拡招（規模拡大）を始め、2003年の拡招以降

図2 中国の大学生・専門学校卒業生数の推移（全日制）



出典：『中国教育統計年鑑』各年版

初めての卒業生の就職率は70%前後にとどまり、2006年には50%未満まで下落した（劉、2009）。図2で示すように、2006年の大学卒業生は約377万人であるので、就職できなかつた卒業生は189万人以上であったことになる。

大学卒業者が増加を続ける一方、その受け皿となる就職口は十分でないため、大学卒業者の失業が急増し、「卒業イコール失業」という言葉が生まれた。卒業後の就職先があるのは一定レベル以上の大学の学生に限られており、レベルの低い大学の卒業生は就職難にさらされている。この事実は、大学卒業者もやは貴重な人材ではないことを示しており、仮に就職先が決まらなかった場合、彼らに非正規就業に就く以外の選択肢は殆ど残されていない。このように、優れた才能や技術・技能などを持たない大学卒業生の多くが、やむを得ず非正規就業者となっていることが、中国で非正規就業者の数が著しく増加している原因の一つだと考えられる。

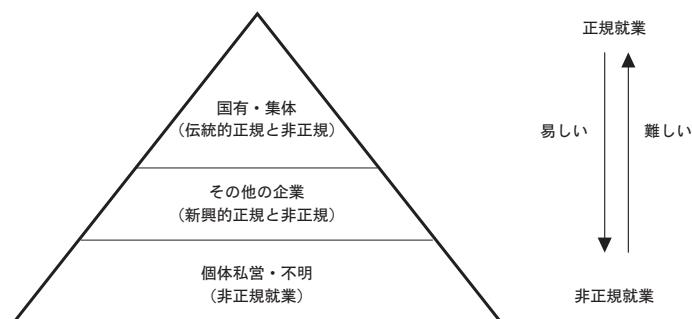
劉（2009）は1978年から2006年の間、高等教育を受けた学生数と、都市部の統計上の失業率の間には強い正の相関があることを明らかにした。また、前者が後者に顕著な影響を与えていていることは明らかで、この影響力が

持続することにより、高等教育を受けた学生の労働供給と、彼らに対する社会の需要の間に大きな乖離が生じたと主張している。

以上から、分類不能な労働者は主として、(1)農民工、(2)レイオフされた労働者、(3)都市部の登記失業者に含まれない中高年（50歳以上の男性および45歳以上の女性）等、(4)就職先が見つからなかった全日制大学・専門学校の卒業生、から構成されていると考えられる。

この分類不能な労働者を非正規就業者と扱うべきだと考えられる。2001年における労働報酬にかかる訴訟発生率は、私営企業が国有企業の2.43倍で、社会保険に関する争議は同1.14倍、労働保護にかかる争議は同2.20倍となっている（蔡、2005）。私営企業は正式に登記をした企業であり、国の管理下にあるにもかかわらず、これだけの問題を抱えている。正式に登録を行っておらず、政府統計に入っていない企業で働く労働者に至っては、社会的に保護されることがほとんどなく、非正規就業の性格が極めて強い。故に、統計上の分類不能な労働者は非正規就業者として扱うのが妥当であろう。

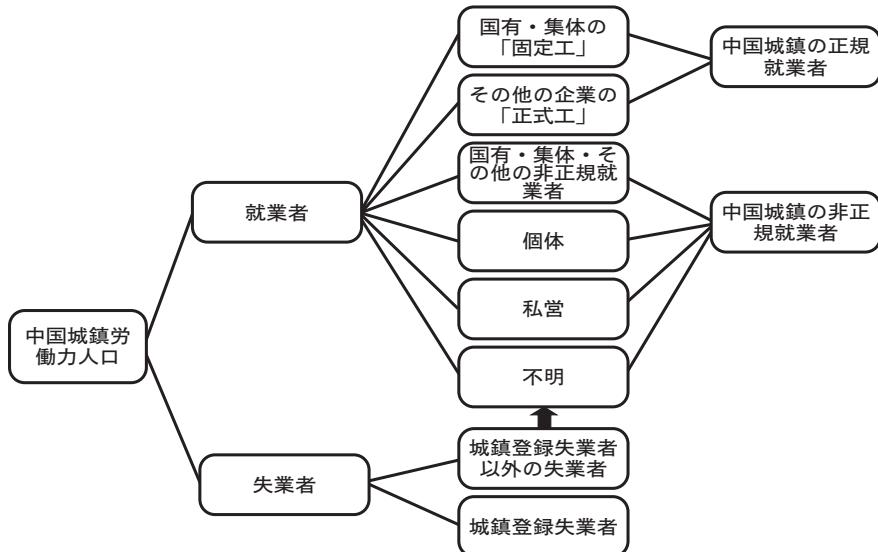
図3 中国都市部における正規・非正規就業構造



注：筆者作成。

## 中国における非正規就業

図4 中国都市部労働力の労働力人口の構造



注：筆者作成。

## IV. 日中の非正規就業の比較

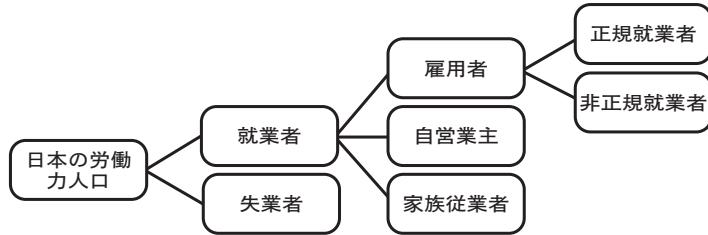
これまで中国の非正規就業についての既存の定義をまとめ、中国における非正規就業者の構成の実情を明らかにしてきた。中国都市部の就業者を所有形態別に正規・非正規に分類し分析した結果が図3にまとめられている。正規就業者は国有企業、集体企業と表1のその他の企業の固定工を指す。一方、非正規就業者はそれらの企業固定工以外の就業者、個体・私営企業における全ての就業者、統計上の分類不能な労働者からなる。国有企業、集体企業での伝統的正規就業者になるのはもつとも難しく、図3で示すとおり、その他の企業の正規就業者や個体・私営企業などで非正規就業者として就職するのが簡単である。逆に、個体・私営企業などの非正規就業者から国有企業、集体企業での伝統的正規就業者になるのは非常に難しい。

それで、具体的に企業の形態から中国都市

部の労働人口の就業構造は図4のようにまとめられる。就業者は国有企業、集体企業と表1のその他の企業の固定工からなる正規就業者と、それらの企業の固定工以外の就業者、個体・私営企業における全ての就業者、統計上の分類不能な労働者からなる非正規就業者にわけられる。失業者は登録失業者と登録していない失業者からなる。登録していない失業者は働いている可能性が高いので、非正規就業者になり得る。本節では中国統計年鑑と日本総務省統計局の統計資料を用い、日中の非正規就業を比較することで、中国における非正規就業の問題点を明らかにする。

日本の総務省統計局による労働力調査における定義では、就業者は雇用者、自営業主、家族従業者からなり、この内、雇用者は更に正規雇用、非正規雇用に分類されている<sup>8)</sup>。前述の労働力調査の用語解説によれば、非正規就業者とは正規就業者以外の雇用者を指す<sup>9)</sup>。前述のとおり、中国の個体企業は日本

図5 日本の労働力人口の構造



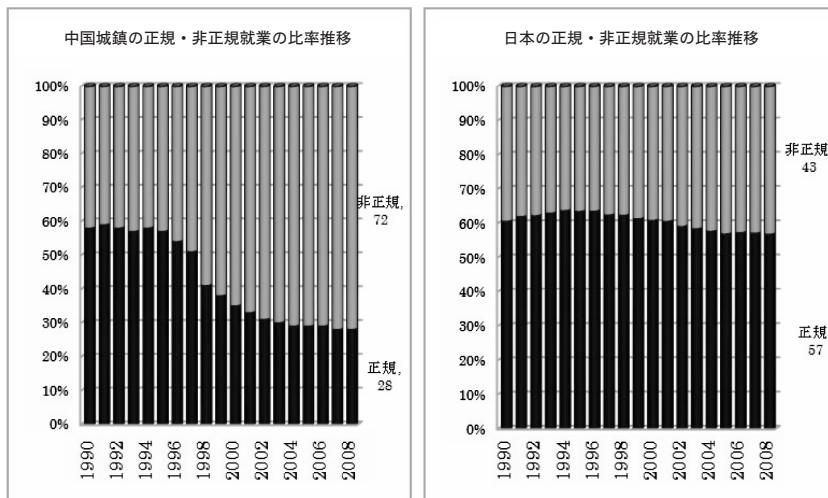
出典：太田・橋木（2005）を基に、筆者作成。

の自営業と家族従業者に近いが、日本では非雇用者として扱われ、正規就業、非正規就業のいずれにも含まれない。両国の非正規就業を同じ基準で比較するために、本研究では日本の自営業者と家族従業者を非正規就業者として扱う。図5は、上記の基準で日本の労働力を再分類した結果を表している。労働力人口は就業者と失業者からなる。就業者は雇用者のほかに、自営業主と家族従業者に分類される。さらに、雇用者は正規就業者と非正規就業者からなる。

以下、上記の基準で日中の非正規就業の規

模を比較する。図6は1990年から2008年までの中国都市部と日本の非正規就業労働者数の推移を示したものである。まず、中国の都市部においては非正規就業者数が一貫して増加していることが分かる。非正規就業者の数は1999年時点で7117万人であったが、2008年には2億1758万人まで急増した。これに対し、正規就業者数は著しく減少している。1997年から1998年にかけて非正規就業者数が正規就業者数をはじめて上回り、以降現在に至るまでこの状況が続いている。また、総就業者数に占める非正規就業者の割合をみると、2001

図6 日本と中国都市部の正規・非正規就業者数の推移



出典：日本総務省統計局長期時系列データ「雇用形態別雇用者数」<sup>11)</sup>と『中国統計年鑑』各年版

年時点では40%強であったのに対し、2008年には72%まで上昇した。すなわち、中国の総就業者のうち半数以上は非正規就業者である。

二重労働市場理論によると、労働力市場は主要労働力市場と二次労働力市場の二重に分けられる<sup>10)</sup>。中国の労働市場は昔都市労働力市場（主要労働力市場）と農村労働力市場（二次労働力市場）からなる二重労働力市場だと言われていたが、現在は正規労働力市場と非正規労働力市場の二重構成にもなっていると考えられる。

一方、日本の状況を見てみよう。図6に示すとおり、中国と同じ1990年から2008年までの日本における正規就業者と非正規就業者の推移を示している。そして、中国と同様に、この期間を通じ、非正規就業者の数は一貫して増加している。非正規就業者と正規就業者の規模を比較すると、2008年時点では非正規就業者が2591万人、正規就業者が3399万人で、正規就業者が非正規就業者を上回っている。しかしながら、90年代後半から正規就業者数が緩やかに減少し、それにともない、非正規就業者数は増加した。日本では、表中で示された期間を通じ、正規就業者数が非正規就業者数を上回っている。しかし、非正規就業者の割合が緩やかに拡大していることも明白となる。

更に、図6を用いて日本と中国の正規・非正規就業者の比率のグラフを比較した時、いずれも90年代後半を契機として非正規就業者の割合が増加に転じたことがわかる。一方で、非正規就業者の総就業者数に占める割合の増加率に関しては、一貫して中国が日本を大きく上回っていることが見てとれる。

## V. 結び

近年中国では、非正規就業が急速に増加し、非正規就業をめぐる数多くの労働問題が生じている。本研究では、企業の所有形態毎に労働者の就業形態を再考したうえで、非正規就業の定義を整理して、非正規就業者の構成を明らかにした。

まず、本研究では中国の非正規就業者を（1）正規部門における非正規就業者（国有企业、集体企業と表1におけるその他の企業における固定工以外の就業者）（2）個体企業における就業者、（3）私営企業における就業者、（4）統計年鑑において分類不能とされている就業者（農民工、レイオフされた労働者、中高年失業者、就職できなかった学生等）と定義した。特に、非正規就業者の大半が農民工であることを統計資料に基づき明らかにした。

また、特に私営企業の労働者と統計年鑑における「分類不能」の労働者に重点を置き、雇用契約と社会保障の観点からこれらの部門で働く労働者の就業形態を分析した。その結果、私営企業の従業員契約率は全体から見れば低水準であり、社会保障の加入率が極めて低く、地方間のばらつきも大きいことが分かった。私営企業における労働者を非正規就業者と定義したのは妥当とは言い難いが、現時点では適切な統計資料がまだ不十分なため、次善的にこのような分類を採用した。また、私営企業より更に保護が行き届いていない統計上不明な労働者を非正規就業者として扱ったことは妥当であろう。

そのうえで、日本と中国の非正規就業についての定義が異なるため、より広義な中国における非正規就業に関する定義に合わせ、日本の自営業や家族従業者も非正規就業者とみ

なして日中比較を行った。にもかかわらず、1990年から2008年においては中国の都市部では非正規就業者数が日本よりはるかに早いペースで増加している。1997から1998年にかけて、非正規就業者数が正規就業者数を上回り、2008年には非正規就業者が総就業者数の72%と3分の2以上を占めた。その間、日本でも非正規就業が増加したが、中国と比較するとその変化は緩やかで、2008年の正規就業者は総就業者数の57%と未だ全体の半数以上を占めていた。

一方で、中国において非正規就業者が増加した原因を統計年鑑を用いて分析したもの、非正規就業者にめぐる問題（例えば、非正規就業者と正規就業者との賃金格差問題）はミクロデータを用いての実証分析が必要となり、これを今後の課題としたい。

#### 謝辞

この論文の作成にあたって、懇切なご指導を頂いた相山女学園大学経済学部教授 吉田良生先生、広島大学経済学部教授 瀧敦弘先生に感謝申し上げます。

#### 注

1) ここでいう私営企業は、『企業登記形態に関する規定』（中国語で『关于划分企业登记注册类型的規定』）第9条によると、中国の私営企業とは自然人（個人）が出資して設立あるいは株式を保有し、労働者を雇用した上で操業する営利目的の組織のことである。

2) ここでいうレイオフは、『通商白書2005』第2章ページ67での注によると、レイオフされた労働者は所属していた企業で働いておらず賃金も受け取っていないが、企業との雇用契約は維持したまま、企業ごとに設置された再就職センターに移り、

最長3年間にわたり基本生活費を受領し、社会保障料の支払いも肩代わりしてもらいながら職業訓練や再就職斡旋を受けている公有企業からの解雇者を指す。3年間を経てもなお再就職できなければ企業との雇用契約は解除され、完全失業者となる。

3) 中国においては、農民は社会主義の下で正規就業と扱われているが、雇用者として賃金をもらっているのではないので、本研究の対象に入っていない。

4) 野村正實氏の著書『終身雇用』の第2章で、終身雇用を2つの条件を同時に満たせないといけないと定義される：1) 会社は学校を卒業した直後の人を採用し、定年まで雇用を保障する、2) 新規に学校を卒業する者は、卒業と同時に会社に入り、定年までその会社に働き続ける。

5) 『金融危機と外来女工の生活、仕事状況についての調査報告』は中国語では『金融危机与外来女工的生活、工作状况调查报告』である。

6) ここでいう『三合一』は城鎮単位労働統計、私営企業と個体工商戸の行政登録、農村就業者統計の三つの統計のことである。

7) この年齢層においては、日本には非求職者でありながら失業者と偽装している人（偽装失業者）がいるが、中国では失業者とは扱われていないので、働いている人が就業者として扱うことになっている。

8) 日本で、総務省統計局が、労働力調査について、今年（平成25年）1月以降のものから変更したが、この論文で使うデータは1990年から2008年までで、2008年までのことについてまとめたものである。その以降のデータはまだ手に入っていないので、これから研究課題とする。

9) ここでいう非正規就業者はパート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託等を指す。

10) 日向健（2011）「労働市場について：二重労働市場論および日本における成果主義」によると、二重労働市場理論は一方で熟練形成の在り方、他方で能力の一般性から内部労働市場と外部労働市場に分けて考える理論である。

## 中国における非正規就業

11) 平成13年以前は「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。

### 参考文献

#### 邦文文献

- 馬成三（2001）「WTO加盟が中国の労働に及ぼす影響」『海外労働時報』。
- 山本恒人（2003）「中国における農民工の規模とその存在形態」『大阪経大論集』。

#### 中国語文献

- 白冰冰（2004）「上海市非正规就业的发展及其城市空间形态研究」華東師範大学 博士論文。
- 蔡昉（2000）「中国城市限制外来民工就业的政治经济学分析」『中国人口科学』。
- 蔡昉（2005）「非正规就业：发挥劳动力市场配置资源作用」『前线』。
- 陈赤平・廖文婷（2007）「私营企业劳动关系失衡和劳动者权益保护」『江西财经大学学报』。
- 胡鞍钢・杨韵新（2001）「就业模式转变：从正规化到非正规化——我国城镇非正规就业状况分析」『管理世界』。
- 金一虹（2000）「非正规劳动力市场的形成与发展」『中国社会学学术年会中国社会学学术年会论文集』。

労働法（1994）中華人民共和国労働法は1994年7月5日第八届全国人民代表大会常務いい感懷第八次会议で採決された法律である。

刘燕斌（2000）『面向新世纪的全球就业』中国劳动社会保障出版社。

刘宏杰（2009）「中国普通高校学生规模与城镇登记失业率：1978-2006」『吉林工商学院月报』。

李强・唐壯（2002）「城市农民工与城市中的非正规就业」『社会学研』。

王建军（2006）「中国法律视角下的非正规就业」『中美法律评论』。

王伟军（2005）「中日両国失業問題比較分析」『日本问题研究』。

王玉丛（2002）「城镇集体企业数量減少的原因及其分析」『中国集体经济』。

夏小林（2004）「私营部门：劳资关系及协调机制」『管理世界』。

杨宜勇（2002）『中国转轨时期的就业问题』中国劳动社会保障出版社。

岳希明（2005）「我国现行劳动统计的问题」『经济研究』。

张车伟・蔡昉（2002）「就业弹性的变化趋势研究」『中国工业经济』。

（名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程）